

特定非営利活動法人森と川スポーツクラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人森と川スポーツクラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県知多郡東浦町大字森岡字濁池11番地の18に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、東浦町緒川・森岡地区内及び趣旨に賛同する地区外の地域住民に対して、スポーツ及び文化活動の振興に関する事業を行い、会員の健全な心身の育成を目指すとともに、地域における生涯スポーツと生涯学習の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) スポーツに関する定期活動事業
- (2) スポーツ及び文化に関するイベントや体験教室事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した20歳以上の個人
- (2) 普通会員 この法人の目的に賛同して入会した20歳未満の個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を援助する個人及び法人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対して、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出品品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出品品は、返還しない。